

行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

記

1. 対象営業所 みなと観光バス本社営業所
2. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）
3. 指摘事項および違反条項
 ①運転者に対する指導監督が一部不適切であった。
 （道路運送法第27条第3項）
 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
4. 処分を受けた日 令和2年10月12日

以上